

# スタートアップの成長を加速させる外国人投資家向けビザの創設

内閣府

# 政府決定文書等における位置づけについて

海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン（令和5年4月26日対日直接投資推進会議決定）

## （2）外国人起業家・投資家の在留資格の要件緩和

海外のエンジェル投資家に対する在留資格付与の円滑化を図る。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）

## V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進 2. スタートアップ育成5か年計画の推進

### （4）スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築 ⑭海外起業家・投資家の誘致拡大

英国等の諸外国の事例を参照し、国家戦略特区の枠組みも活用しつつ、資産額やスタートアップへの投資実績等を基に、一定額を日本国内に投資すること等を要件として、投資家（エンジェル投資家を含む）向けビザの創設を検討する。

国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について（令和5年12月26日国家戦略特区諮問会議）

## 1. 新たに講ずべき具体的な施策 （ii）その他の規制・制度改革事項

### ⑧ 海外のエンジェル投資家の呼び込み

スタートアップ企業への海外からの投資を呼び込むため、諸外国の事例を参照しつつ、資産額やスタートアップへの投資実績等を基に、一定額を日本国内に投資すること等を要件として、投資家（エンジェル投資家を含む）向けビザの創設を検討し、2023年度中に結論を得る。

# 規制改革提案の概要

前回WG時自治体提出資料

|           |   |   |  |
|-----------|---|---|--|
| 提案内容      | スタートアップへの一定額以上の投資と育成を行う、優れた外国人投資家に対し、長期間の滞在を可能とする在留資格を創設  |   |  |
| 在留期間      | 最長5年間（3年経過時点で延長可否を判断）   |   |  |
| 主な要件      | 実績要件  | <p>以下の①②をどちらも満たすこと</p> <p>①経営・管理領域（スタートアップ企業に限定しない）での実務経験、もしくは投資家としての実績があること</p> <p>②スタートアップの有する技術、アイデアを目標とする能力があること</p> <p>以下の経歴により判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓特定分野での実績<br/>（特定分野での実務経験、投資家経験、起業実績、研究実績）</li> <li>✓表彰歴・知名度<br/>（受賞歴、メディア掲載実績、特定分野の協会役員等）</li> <li>✓信頼ある人物からの推薦</li> </ul> | 国内法人との契約関係は要件にしない  |
|           | 資産要件  | 一定額以上の資産を有すること  | 居住要件 東京都における住民登録が必要  |
|           | 投資額要件   | 一定額以上を投資する計画があること<br>（数千万円～1億円程度を想定）  | 投資先要件 東京都内に拠点を設けるスタートアップ   |
|           | 投資・育成計画   | 都内のスタートアップの成長促進に向けた活動ビジョンを示していること   | SU育成 投資先へ助言等を行い、スタートアップを支援すること                                   |
| 審査・モニタリング | 都や区が実績や投資・育成計画等の入国時の要件を確認するとともに、滞在中の投資・育成活動状況を定期的にモニタリング  |   | 投資家への支援 都や区の支援するスタートアップとのマッチングや、外国人投資家の言語の壁や商慣習の壁を支援し、投資・育成活動を支援 |
| その他       | <p>モニタリングの結果、一定の期間内での投資実績が条件に満たない場合等は在留資格を取消</p> <p>既存の在留資格を参考に受入対象国を絞ることや、経済安全保障の議論を踏まえた対応の必要性を検討<br/>参考：【特定活動40号】 活動内容：観光・保養を目的とするロングステイ 在留期間：最長1年、<br/>対象者：①ビザ免除国・地域の者、②年齢18歳以上であり3,000万円以上の預貯金を有する者</p> |   |  |

海外で投資家としての実績があって東京のスタートアップの成長への貢献が期待されるにも関わらず、既存の在留制度の限界により来日して長期滞在することが困難であった外国人投資家に長期滞在の門戸を開く 3